

登録事務等の実施に関する規程

令和7年3月24日

名古屋タクシー協会

登録事務等の実施に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 手数料（第6条～第9条）
- 第3章 登録（第10条～第18条）
- 第4章 運転者証（第19条～第23条）
- 第5章 個人タクシー事業者乗務証（第24条～第27条）
- 第6章 原簿及び帳簿等の管理に関する事項（第28条～第33条）
- 第7章 登録諮問委員会（第34条）
- 第8章 報告事項等（第35条～第37条）
- 附則

第1章 総則

（準拠）

第1条 名古屋タクシー登録センター（以下「センター」という。）がタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「法」という。）に基づき名古屋地域において行うタクシー運転者の登録及び運転者証の交付等に関する事務（以下「登録事務等」という。）は、この規程の定めるところによる。

（執務時間）

第2条 登録事務等を行う時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの、9時から16時30分まで

（休日）

第3条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日及び国民の休日
- (2) 12月29日から12月31日まで及び1月2日、1月3日
- (3) やむを得ない事情により登録事務を実施することが困難な日

（事務所の名称及び所在地）

第4条 登録事務等を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりである。

名 称 名古屋タクシー登録センター

所在地 名古屋市昭和区滝子町30番地16号 愛知県自動車会館内

（登録事務等に関する体制）

第5条 登録事務等は名古屋タクシー協会の職員が担当することとし、その体制は、別表に定めるものとする。

第2章 手数料

(手数料)

第6条 登録申請等を行う者は、別紙1の登録申請等手数料一覧表に掲げる申請等の種別ごとにそれぞれ規定する手数料をセンターに納付するものとする。

(手数料の納付の方法)

第7条 前条の規定による手数料は、現金をもって納付するものとする。

(手数料の納付の時期)

第8条 手数料を納付する時期は、申請又は請求の受付のときとする。

(手数料の返却)

第9条 センターは、納付された手数料については、正当な理由がある場合を除き返却しないものとする。

第3章 登録

(登録の申請)

第10条 タクシー運転者の登録の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、「登録申請書（タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号。以下「施行規則」という。）第3条の規定による第二号様式）」（以下「申請書」という。）を登録事務等を行うセンターに提出するものとする。

(登録の実施)

第11条 センターは、提出された申請書の記載事項、添付書面及び提示書面並びに登録申請手数料の納付を確認したうえ、登録を拒否する場合を除き、「タクシー運転者登録原簿（施行規則第2条の規定による第一号様式）」（以下「原簿」という。）に次の事項を記入するものとする。

- (1) 登録番号及び登録年月日
 - (2) 申請者の氏名、生年月日及び住所
 - (3) 申請者が雇用されているタクシー事業者の氏名又は名称及び住所
 - (4) 申請者が受けている第二種運転免許の種類並びにこれに係る運転免許証の番号及び有効期限
- 2 申請者が前項の申請書の提出の際に添付及び提示すべき書面は、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 添付すべき書面
 - ① 法第5条第2項第1号に定める「申請者の氏名、生年月日及び住所」を証する書面
住民票の写し
 - ② 法第7条第1項第2号に定める「タクシー事業者が道路運送法（昭和26年法律第183号）第27条第1項の規定に基づく国土交通省令の規定に違反しなければタクシーの運転者として選任されることができない者に該当しないこと」を証する書面
雇用の日、雇用の期間を定めて使用されるときはその期間、試みの使用期間を定めて使用

されるときはその期間及び賃金の支払方法が記載されている雇用契約書の写し又はタクシー事業者がこれらの事項を証する書面

- ③ 法第7条第1項第3号に該当する者でないことを証する書面
施行規則第3条の2第1項に規定する中部運輸局長の認定を受けた「タクシーの運転者の業務の取扱いに係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習」（以下「認定講習」という。）を修了していることを証する書面（様式第1の講習修了証の写し）
- ④ 法第7条第1項第4号に該当する者でないことを証する書面
施行規則第3号様式の運転経歴書又は法第48条に規定する輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験（以下「試験」という。）を合格していることを証する書面（様式第2号の合格証の写し）
- ⑤ 法第7条第1項第5号に定める「雇用されている運転者がタクシーの運転者として選任されており、又は選任されることを予定されているもの以外の者でないこと」を証する書面
タクシー事業者が申請者をタクシーの運転者として選任し又は選任することを予定している旨を証する書面
- ⑥ 申請者の写真（以下「申請用写真」という。）
申請前6月以内に撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの単独、無帽、正面、無背景の顔写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（デジタルカメラにより撮影した画像電子データを含む。）
- ⑦ ユニバーサルドライバー研修を修了したことを証明する書面
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会が発行するユニバーサルドライバー研修修了証もしくは一般財団法人全国福祉輸送サービス協会が指定する認定機関が発行する認定証の写し
- ⑧ 名古屋地域において登録の申請前2年以内に通算90日以上タクシー又はハイヤーの運転者であった経歴を有しない者、若しくは、法第48条に規定する輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験に合格していない者でないことを証する書面
「運転経歴書（施行規則第3条第2項第4号の規定による第三号様式）」又は「合格証（施行規則第39条第4項の規定による第十七号様式）」の写し

(2) 提示すべき書面

申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第5条第2項第3号に掲げる事項を証するに足りる資料

(登録の拒否)

第12条 センターは、提出された申請書等の内容を確認した結果、申請者が次のいずれかに該当していると認められるとき又は該当していないことが明らかでないときは、その登録を拒否するものとする。

- (1) 道路運送法第25条の政令で定める運転者としての要件を備えていない者であること。
- (2) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第36条の規定により、次のとおり運転者として選任してはならない者であること。

- ① 日日雇い入れられる者

- ② 2月以内の期間を定めて使用される者
- ③ 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- ④ 14日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であつて実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者
- (3) 認定講習を修了していない者であること。
- (4) 試験を合格していない者であること。
- (5) 名古屋地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者でタクシーの運転者として選任されており又は選任されることを予定されているもの以外の者であること。
- (6) 現に法第9条第2項又は第3項の規定による登録を行わないこととされている期間内にある者であること。

(登録拒否の通知)

第13条 センターは、前条の規定により登録を拒否したときは、様式第3の「登録拒否の通知書」により、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更等の届出)

第14条 センターは、原簿に登録を受けている者（以下「登録運転者」という。）から「登録事項変更等届出書（施行規則第5条の規定による第四号様式）」の提出を受けたときは、その記載事項及び変更等の事由を証する添付書面又は提示書面の内容を確認したうえ、法第10条第1項の規定により登録を消除する場合を除き、原簿に当該変更する事項及び届出年月日を記入するものとする。

2 登録運転者が、前項の「登録事項変更等届出書」を提出する際には、次の各号に掲げる事由に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付又は提示するものとする。

- (1) 登録運転者の氏名、住所に変更があった場合
住民票の写しの添付
- (2) 他のタクシー事業者に雇用されることとなったため、タクシー事業者の氏名又は名称及び住所に変更があった場合
第11条第2項第1号②に規定する書面の添付
- (3) 第二種運転免許の種類、番号又は有効期限に変更があった場合
登録運転者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第5条第2項第3号に掲げる事項を証するに足りる資料の提示
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第90条第4項、第103条第2項若しくは第4項又は第103条の2第1項の規定に基づき運転免許の効力が停止されたことにより法第7条第1項第1号に該当することとなった場合
運転免許停止処分通知書又は仮停止処分通知書の提示
- (5) 法第10条第2項の規定により登録の効力が停止されている場合において、同項の国土交通省令で定める事由の存続する期間が短縮された場合
登録運転者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第5条第2項第3号に掲げる事項を証するに足りる資料の提示

- 3 登録運転者を雇用するタクシー事業者の氏名又は名称及び住所に変更があった場合、次のとおり取扱うものとする。
- (1) 地方運輸局長は法第51条第1項の規定に基づき当該タクシー事業者に対し、その旨をセンターに報告するよう指示するものとする。
 - (2) 当該タクシー事業者は、地方運輸局長から前項の指示を受けたときは、その旨を証する書面及び雇用する登録運転者の名簿をもってセンターに報告を行うものとする。
 - (3) センターは、前項の報告を受けたときは当該登録運転者について、原簿に当該変更する事項及び報告年月日を記入するものとする。

(更正登録)

- 第15条 センターは、登録を完了した後、その登録についてセンターの過誤に基づかない錯誤又は脱落があることを発見したときは、様式第4の「更正登録申請を必要とする通知書」により、その旨を当該登録運転者に通知するものとする。
- 2 登録運転者は、前項の通知があったとき又はその登録について錯誤若しくは脱落があることを発見したときは、「更正登録申請書（施行規則第7条第2項の規定による第五号様式）」により、更正登録の申請をするものとする。
 - 3 センターは、登録運転者から前項の申請を受けたときは、更正の登録をし、運転者証の記載事項の更正を要する場合には、様式第5の「運転者証の記載事項の更正申請を必要とする通知書」により、その旨を当該登録運転者を雇用するタクシー事業者に通知するものとする。
 - 4 センターは、登録を完了した後、その登録についてセンターの過誤に基づく錯誤又は脱落があることを発見したときは、更正の登録をし、様式第6の「更正登録済通知書」により、その旨を当該登録運転者に通知するものとし、さらに当該更正登録に伴い運転者証の記載事項の更正を要する場合には、様式第5の「運転者証の記載事項の更正申請を必要とする通知書」により、その旨を当該登録運転者を雇用するタクシー事業者に通知するものとする。
 - 5 第3項及び前項により運転者証の記載事項の更正申請をしようとするタクシー事業者は、様式第7の「運転者証の記載事項の更正申請書」を提出するものとする。
 - 6 前項の申請書には、運転者証及び申請用写真を添付するものとする。

(登録の消除)

- 第16条 センターは、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録運転者の登録を消除するものとする。
- (1) 登録運転者が、法第9条第1項の規定により登録の取消し処分を受け、当該取消し処分について地方運輸局長から通知を受けたとき。
 - (2) 登録運転者が、法第7条第1項第1号に定める「運転者としての要件を備えていない者」に該当しているとき。
 - (3) 登録運転者が、法第7条第1項第2号に定める「タクシー事業者が国土交通省令に違反しなければタクシー運転者として選任することができない者」に該当しているとき。
 - (4) 登録運転者が、その雇用者として登録されているタクシー事業者に雇用されなくなり、又はタクシー運転者として選任されなくなった後、2年を経過したとき、又は登録の消除を申請したとき。

- 2 センターは、登録運転者が法第10条第2項の規定に該当するときは、その事由を原簿に登録し、その事由の存続する期間、登録の効力を停止するものとする。
- 3 センターは、登録運転者について第1項の規定により登録を削除し又は前項の規定により登録の効力を停止したときは、登録削除に係るものは様式第8の「登録削除の通知書」により、登録の効力停止に係るものは様式第9の「登録の効力停止通知書」により、それぞれその旨を次に掲げる者に通知するものとする。

(1) 第1項第1号に該当する場合

登録の削除に係る者を雇用しているタクシー事業者

(2) 第1項第2号及び第3号に該当する場合（前項の規定により登録の効力を停止する場合を含む。）

登録の削除又は効力の停止に係る者及びその者を雇用しているタクシー事業者

- 4 登録の削除を申請しようとする者は、「登録削除申請書（施行規則第8条第2項の規定による第六号様式）」登録運転者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第5条第2項第3号に掲げる事項を証するに足りる資料の提示をするものとする。

（登録削除に伴う措置及び原簿の保存期間）

第17条 センターは、前条第1項による登録の削除に伴い、当該削除に係る原簿に、次の各号に掲げる事項を記入し、これを2年間保存するものとする。

- (1) 登録の削除の事由（その事由が登録の取消しによるものであるときは、当該取消しの事由及び地方運輸局長からの取消し通知の年月日）及び削除年月日
- (2) 法第9条第2項又は第3項の規定に基づき登録を行わない期間（以下「再登録禁止期間」という。）の決定処分がなされている者については、当該再登録禁止期間

（原簿の謄本等）

第18条 センターは、登録運転者からその者に係る原簿について又は名古屋地域内に営業所を有するタクシー事業者からその雇用する登録運転者に係る原簿について、「謄本交付請求書（施行規則第10条の規定による第七号様式）」の提出を受けたときは、原簿の謄本交付申請手数料の納付を確認したうえ、その謄本を作成し、末尾に原簿の記載と相違ないことを認証する旨付記して交付するものとする。

- 2 センターは、登録運転者からその者に係る原簿について又は指定地域内に営業所を有するタクシー事業者からその雇用する登録運転者に係る原簿について、「謄本閲覧請求書（施行規則第10条の規定による第七号様式）」の提出を受けたときは、原簿の閲覧請求手数料の納付を確認したうえ、センターの事務室内で職員の立会により、その閲覧に供すものとする。

第4章 運転者証

（運転者証の交付）

第19条 センターは、登録運転者を雇用しているタクシー事業者から「運転者証交付申請書（施行規則第11条第2項の規定による第九号様式）」の提出を受けたときは、当該登録運転者の登録及び運転者証交付手数料の納付を確認したうえ、「運転者証（施行規則第11条第1項の規定による第八号様式）」を登録運転者ごとに1枚限り交付するものとする。この場合、原簿に交付年月日を記入す

るものとする。

2 前項の申請書には、申請用写真を添付させるものとする。

(運転者証の記載事項の訂正)

第20条 センターは、タクシー事業者から「運転者証訂正申請書（施行規則第13条の規定による第十号様式）」の提出を受けたときは、当該登録運転者の届出等により原簿に記載されている変更事項及び運転者証訂正手数料の納付を確認したうえ、運転者証を書換えて交付するものとする。この場合、原簿に訂正事項及び書換交付年月日を記入するものとする。

2 前項の申請書には、当該運転者証及び申請用写真を添付させるものとする。

3 第14条第3項に規定する登録運転者を雇用するタクシー事業者の氏名又は名称及び住所に変更があった場合において、運転者証の記載事項に訂正が生じるときは、当該タクシー事業者は、様式第10の運転者証訂正一括申請書により申請できるものとする。

(運転者証の返納等)

第21条 法第16条第1項の規定に基づき雇用する登録運転者が次の各号のいずれかに該当することとなったことにより、タクシー事業者が運転者証を返納するときは、様式第11の「運転者証返納届」を協会に提出するものとする。

(1) 運転者としての要件に適合しなくなったとき（登録の効力を停止する場合を除く。）。)

(2) タクシー事業者が国土交通省令に違反しなければタクシーの運転者として選任されることができない者に該当するとき。

(3) 退職したとき。

(4) 指定地域内の営業所に配置するタクシーの運転者として選任することをやめたとき。

(5) 登録の取消しによる消除の通知を受けたとき。

2 センターは、運転者証の返納及び運転者証返納届の提出を受けたときは、これを受領し、原簿にその事由及び返納年月日を記入するものとする。

3 センターは、法第16条第2項の規定により40日未満の運転免許の効力停止を受けた登録運転者を雇用するタクシー事業者から、当該登録運転者の運転者証の提出を受けたときは、これを受領し、登録の効力の停止期間中領置するものとする。

(運転者証の再交付)

第22条 センターは、タクシー事業者から運転者証を汚し、損じ又は失ったことを理由に「運転者証再交付申請書（施行規則第14条の規定による第十号様式）」の提出を受けたときは、当該登録運転者の登録事項及び運転者証再交付手数料の納付を確認したうえ、運転者証を再交付するものとする。この場合、原簿に再交付の事由及び年月日を記入するものとする。

2 前項の申請書には、当該申請に係る運転者証（当該運転者証を失ったときは、その事実を証する書面）及び申請用写真を添付させるものとする。

3 タクシー事業者が運転者証の再交付を受けた後、失った運転者証を発見し、様式第11の「運転者証返納届」とともにセンターにこれを返納したときは、センターは、これを受領したうえ、原簿にその旨を記入するものとする。

(登録運転者業務経歴証明書の交付)

第23条 センターは、登録運転者から「登録運転者業務経歴証明書交付申請書（施行規則第14条の3第2項の規定による第十号様式の二）」の提出を受けたときは、登録運転者業務経歴証明書交付申請手数料の納付を確認したうえ、中部運輸局長に対し、当該登録運転者に係る業務経歴事項について照会するものとする。

2 センターは、中部運輸局長から通知された当該登録運転者に係る業務経歴事項について、「登録運転者業務経歴証明書（施行規則第14条の3第3項の規定による第十号様式の三）」を交付するものとする。

第5章 個人タクシー事業者乗務証

(個人タクシー事業者乗務証の交付)

第24条 センターは、個人タクシー事業者(当該許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者をいう。以下同じ。)から「事業者乗務証交付申請書（施行規則第30条第2項の規定による第十四号様式）」の提出を受けたときは、当該個人タクシー事業者の許可等の事実及び事業者乗務証交付申請手数料の納付を確認したうえ、「個人タクシー事業者乗務証（施行規則第30条第1項の規定による第十三号様式）」(以下「事業者乗務証」という。)を1枚限り交付するものとする。この場合、帳簿に交付年月日を記入するものとする。

2 前項の申請書には、施行規則第28条の規定によるタクシーに関する届出書(愛知運輸支局の受付印があるもの)の写し及び申請用写真を添付させるとともに、当該個人タクシー事業者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第5条第2項第3号に掲げる事項を証するに足りる資料の提示させるものとする。

(事業者乗務証の記載事項の訂正)

第25条 センターは、個人タクシー事業者から「事業者乗務証訂正申請書（施行規則第31条第2項の規定による第十五号様式）」の提出を受けたときは、訂正の事実及び事業者乗務証訂正申請手数料の納付を確認したうえ、事業者乗務証を書換えて交付するものとする。この場合、帳簿に書換交付年月日を記入するものとする。

2 前項の申請書には、当該申請に係る事業者乗務証及び申請用写真を添付させるとともに、当該個人タクシー事業者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第5条第2項第3号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示させるものとする

(事業者乗務証の再交付等)

第26条 センターは、個人タクシー事業者から、事業者乗務証を汚し、損じ又は失ったことを理由に「事業者乗務証再交付申請書（施行規則第33条第2項の規定による第十五号様式）」の提出を受けたときは、事業者乗務証再交付申請手数料の納付を確認したうえ、事業者乗務証を再交付するものとする。この場合、帳簿に再交付の事由及び年月日を記入するものとする。

2 前項の申請書には、当該申請に係る事業者乗務証(当該事業者乗務証を失ったときは、その事実を証する書面)及び申請用写真を添付させるとともに、当該個人タクシー事業者が受けている第二

種運転免許に係る運転免許証その他の法第5条第2項第3号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示させるものとする

- 3 個人タクシー事業者が事業者乗務証の再交付を受けた後、失った事業者乗務証を発見し、様式12の「事業者乗務証返納届」とともにセンターにこれを返納したときは、センターは、これを受領したうえ、帳簿にその旨を記入するものとする。

(事業者乗務証の返納等)

第27条 施行規則第32条の規定により個人タクシー事業者が事業者乗務証を返納するときは様式第12の「事業者乗務証返納届」を協会に提出するものとする。

- 2 協会は、事業者乗務証の返納及び様式第12の「事業者乗務証返納届」の提出を受けたときは、これを受領し、原簿にその事由及び返納年月日を記入するものとする。

第6章 原簿及び帳簿等の管理に関する事項

(秘密の保持)

第28条 登録事務等に従事する役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、登録事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(登録事務等に関する帳簿)

第29条 センターは、法第31条の規定による帳簿を事務所に備え、施行規則第21条第2項に規定する件数を帳簿に記載し、登録事務等を廃止するまで保存するものとする。

(登録データの管理等)

第30条 センターは、業務処理システムの登録データ（原簿に記入された登録情報の内容をいう。以下同じ。）を厳重かつ慎重に取り扱うものとし、ID及びパスワードによりセキュリティ管理を行うものとする。登録事務等に従事する職員は、所有するID情報及びパスワード情報を第三者に開示、遺漏してはならない。

- 2 登録データ及び事業者乗務証に関する情報については、国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成27年国土交通省告示第464号）に準じて適切に取り扱うものとする。
- 3 ユニバーサルドライバー研修修了者のデータ管理は一般財団法人全国福祉輸送サービス協会の指定する認定証を発行する機関にて管理するものとする。
- 4 登録データの管理責任者は、指導課長とする。

(登録事務等に係る苦情対応)

第31条 センターは、登録事務等に係る苦情を受けた場合は、その苦情に対して誠実に対応するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第32条 センターは、法第26条の規定に基づき、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度に

係る次に掲げる書面(以下「財務諸表等」という。)を作成し、中部運輸局長に提出するとともに、5年間事務所に備え置くものとする。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 収支計算書
- (5) 事業報告書

(財務諸表等の閲覧等)

第33条 法第26条第2項の規定に基づき、原簿への登録を申請しようとする者その他の利害関係人は、次に掲げる請求を行うことができる。

- (1) 財務諸表等の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

第7章 登録諮問委員会

(登録諮問委員会)

第34条 センターに、別紙2のタクシー運転者登録事務等に係る登録諮問委員会設置要綱に基づき、登録諮問委員会を設置する。

2 センターは、登録諮問委員会の意見を尊重し、登録事務等を実施するものとする。

第8章 報告事項等

(運転者証の返納の報告)

第35条 センターは、中部運輸局長が行った登録の取消処分に基づき、タクシー事業者から運転者証が返納されたときは、これを受領し、原簿に返納年月日を記入したうえ、その旨を中部運輸局長に報告するものとする。

(罰則条項に該当する事項の報告)

第36条 センターは、次の各号に掲げる事項に該当すると認められる者があることを知ったときは、その旨を中部運輸局長に報告するものとする。

- (1) 法第3条の規定に違反した者
- (2) 法第25条第1項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者
- (3) 法第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき、又は登録運転者が第7条第1項第1号、第2号又は第5号に該当することとなったとき、その届出をしない者
- (4) 法第13条の規定による運転者証の表示をしない者
- (5) 法第15条の規定による運転者証の記載事項の変更訂正を受けない者
- (6) 法第16条の規定による運転者証の返納若しくは提出をしない者
- (7) 法第18条の規定による運転者証を他人に譲渡又は貸与した者
- (8) 法第47条の規定による運転者証若しくは事業者乗務証を不正に表示し、又はこれらに類似す

るものを表示している者

- (9) 法第5条第2項の申請書、同条第3項の添付書類、第8条第1項の届出書、同条第2項の添付書類又は第17条の再交付の申請書に虚偽の記載をして提出した者

(郵送による届出等の手続)

第37条 次の各号に掲げる届出等の手続は、書留郵便により行うことができるものとする。

- (1) 第10条に規定する登録の消除の申請
- (2) 第14条に規定する登録事項の変更の届出のうち、運転者の住所の変更に係るもの
- (3) 第21条に規定する運転者証の返納(第22条第3項による返納を含む。)
- (4) 第27条に規定する事業者乗務証の返納(第26条第3項による返納を含む。)

附 則

- 1 この規程は、平成20年6月14日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、既存運転者が改正法附則第1条に規定する期間内に登録申請を行う場合においては、料金を免除する。
- 3 申請者が、以前、名古屋地域における登録運転者であって、あらかじめ提出する運転経歴書により当該登録に係るタクシー乗務を辞めてから2年を経過していないことが明らかなきときは、申請者は第11条第2項第1号③に規定する書面の添付を省略できるものとし、この場合、第12条第3号の規定は適用しないものとする。
- 4 申請者が、以前、名古屋地域以外の指定地域における登録運転者であって、あらかじめ提出する運転経歴書により当該登録に係るタクシー乗務を辞めてから2年を経過していないことが明らかなきときは、申請者が添付する第11条第2項第1号③に規定する書面は、地理の科目に係る講習修了証とする。
- 5 申請者が、平成20年6月14日時点で既に名古屋地域においてタクシー運転者として選任されている者であって、平成20年12月13日までに登録を行う場合、認定講習を実施する機関から提出された講習受講済み運転者一覧表(講習受講者の氏名、生年月日、講習受講日及び雇用事業者名並びに講習受講人数を記載したもの)により講習を修了していることが明らかなきときは、申請者は、第11条第2項第1号③に規定する書面の添付を省略できるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 申請者が、以前、名古屋地域における登録運転者であって、あらかじめ提出する運転経歴書により当該登録に係るタクシー乗務を辞めてから2年を経過していないことが明らかなきときは、申請者は第11条第2項第1号③に規定する書面の添付を省略できるものとし、この場合、第12条第3号の規定は適用しないものとする。
- 3 申請者が、以前、名古屋地域以外の単位地域における登録運転者であって、あらかじめ提出する運転経歴書により当該登録に係るタクシー乗務を辞めてから2年を経過していないことが明らかなきときは、申請者が添付する第11条第2項第1号③に規定する書面は、地理の科目に係る講習修了証とする。
- 4 申請者が、平成27年10月1日時点で既に名古屋地域においてタクシー運転者として選任さ

れている者であつて、平成28年3月31日までに登録を行う場合、認定講習を実施する機関から提出された講習受講済み運転者一覧表（講習受講者の氏名、生年月日、講習受講日及び雇用事業者名並びに講習受講人数を記載したもの）により講習を修了していることが明らかなきは、申請者は、第11条第2項第1号③に規定する書面の添付を省略できるものとする。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年2月28日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年3月24日から施行する。

第 号

講習修了証

殿

生年月日 年月日

タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号
に規定する講習を修了したことを証する。

講習を修了した地域 愛知県A

講習を修了した科目 法令・安全・接遇・地理

令和 年 月 日

名古屋地域認定講習実施機関
名古屋タクシー協会
会長

*本修了証の有効期限は、上記日付より2年間とする。

第 号

合格証

殿

生年月日 年 月 日

上記の者は、 年 月 日に実施したタクシー
業務適正化特別措置法の規定に基づく名古屋地域
に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する
試験に合格したことを証する。

令和 年 月 日

名古屋地域認定講習実施機関
名古屋タクシー協会
会長

※本合格証の有効期限は、上記日付より2年間とする。

第 号
令和 年 月 日

殿

名古屋タクシー協会

会 長 天野 清美

登 録 拒 否 の 通 知 書

令和 年 月 日付け申請に係る登録は、下記の理由によりその登録を拒否することとしたので通知します。

記

登録拒否の理由

※ この拒否について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面で中部運輸局長に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、審査請求の手続きを経ずに、処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、訴訟においては、国を代表する者は法務大臣となります。（処分があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号
令和 年 月 日

殿

名古屋タクシー協会

会 長 天 野 清 美

更正登録申請を必要とする通知書

令和 年 月 日付けをもって行った登録に、下記のとおり錯誤
又は脱落があることを発見しましたが、その更正登録については、登録運
転者が申請する必要があるので通知します。

記

1. 登録番号
2. 登録運転者氏名
3. 錯誤又は脱落の事項

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号
令和 年 月 日

殿

名古屋タクシー協会

会 長 天 野 清 美

運転者証の記載事項の更正申請を必要とする通知書

令和 年 月 日付けをもって行った登録に、下記のとおり錯誤
又は脱落の更正登録を行ったが、これに伴い運転者証の記載事項の更正申
請をする必要があるので通知します。

記

1. 登録番号
2. 登録運転者氏名
3. 更正登録事項

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号
令和 年 月 日

殿

名古屋タクシー協会

会 長 天 野 清 美

更 正 登 録 済 通 知 書

令和 年 月 日付けをもって行った登録に、下記のとおり錯誤
又は脱落があることを発見し、令和 年 月 日その更正登録を行
ったので通知します。

記

1. 登録番号
2. 登録運転者氏名
3. 更正登録事項

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

運転者証の記載事項の更正申請書

申請 年 月 日

名古屋タクシー協会 会長 殿

申請人

住所

氏名

又は名称

下記のとおり運転者証の記載事項の更正を申請します。

記

運転者証

発行年月日

登録番号

登録運転者氏名

更正の事由

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号
令和 年 月 日

殿

名古屋タクシー協会

会 長 天 野 清 美

登 録 消 除 の 通 知 書

令和 年 月 日付けをもって行った登録は、下記の理由により、令和 年 月 日その登録を削除したので通知します。

記

1. 登録番号
2. 登録運転者氏名
3. 登録削除の理由 タクシー業務適正化特別措置法

第10条第1項第 号に該当

令和 年 月 日 ～ 間

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号
令和 年 月 日

殿

名古屋タクシー協会

会 長 天 野 清 美

登 録 の 効 力 停 止 通 知 書

令和 年 月 日付けをもって行った登録は、下記の理由により、その効力を停止したので通知します。

記

1. 登録番号
2. 登録運転者氏名
3. 登録の効力停止年月日及びその期間

令和 年 月 日～ 年 月 日

(短縮 日間)

4. 登録の効力停止の理由

タクシー業務適正化特別措置法第10条第2項に該当

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

運転者証訂正一括申請書

申請 年 月 日

名古屋タクシー協会 会長 殿

申 請 人
住 所
氏名又は名称

訂正の内容	新			
	旧			
登録番号	運転免許証の番号	運転者の氏名	フリガナ	

令和 年 月 日

名古屋タクシー協会 会長 殿

申請人

住所

氏名

又は名称

運 転 者 証 返 納 届

下記の運転者証を返納します。

登 録 番 号	氏 名	返 納 事 由

【返納事由】

- ① 退職 ② 免許停止 ③ 免許取消し ④ 免許失効
 ⑤ 選任解除（内勤、ハイヤーへの職種変更等） ⑥ 死亡
 ⑦ 紛失発見（紛失した運転者証を発見した）

※②③の場合は、処分通知書の写しを添付して下さい。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

54×85 mmのカードを発行

ユニバーサルドライバー研修修了証 No. 000-000000	
氏名	名古屋 太郎
生年月日	昭和00年00月00日
事業所名	名古屋タクシー協会
上記の者はユニバーサルドライバー研修の修了者であることを証する。	
研修開催日	令和00年00月00日
研修実施機関	名古屋タクシー協会
発行日	令和00年00月00日
ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会 認証 名古屋タクシー協会	



登録申請等手数料一覧表

(A) 名古屋タクシー協会会員手数料額

内 訳	手 数 料
登録申請	1件につき500円
運転者証交付申請	1件につき500円
運転者証訂正申請	1件につき500円
運転者証再交付申請	1件につき500円
原簿謄本交付申請	1枚につき500円
原簿閲覧請求	1件につき500円
登録運転者業務経歴証明書交付申請	1枚につき500円
個人タクシー事業者乗務証交付申請	1件につき500円
個人タクシー事業者乗務証訂正申請	1件につき500円
個人タクシー事業者乗務証再交付申請	1件につき500円
	(注) 手数料額変更なし

(注意事項)

個人タクシー事業者については、名古屋タクシー協会に加入している個人タクシー組合の組合員に適用する。

(B) 名古屋タクシー協会未加入事業者手数料額

内 訳	手 数 料
登録申請	1件につき1500円
運転者証交付申請	1件につき1500円
運転者証訂正申請	1件につき1500円
運転者証再交付申請	1件につき1500円
原簿謄本交付申請	1枚につき1500円
原簿閲覧請求	1件につき1500円
登録運転者業務経歴証明書交付申請	1枚につき1500円
個人タクシー事業者乗務証交付申請	1件につき1500円
個人タクシー事業者乗務証訂正申請	1件につき1500円
個人タクシー事業者乗務証再交付申請	1件につき1500円

(注意事項)

個人タクシー事業者については、名古屋タクシー協会に加入していない個人タクシー組合の組合員及び何れの個人タクシー組合に加入していない者（無所属）に適用する。

タクシー運転者登録事務等に係る登録諮問委員会設置要綱

(設置及び組織)

第1条 登録実施機関には、登録諮問委員会を置かなければならない。

2 登録諮問委員会は、次の各項に掲げる登録諮問委員から構成し、議長は登録諮問委員の互選とする。

- (1) タクシー事業者が組織する団体が推薦する者
- (2) タクシーの運転者が組織する団体が推薦する者
- (3) 学識経験のある者

3 前項の登録諮問委員は登録実施機関の代表者が任命するものとし、その定数は〇名以内とする。

4 登録諮問委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

(召集)

第2条 登録諮問委員会は、登録実施機関の代表者が必要と認めたときに召集する。

2 登録実施機関の代表者は、登録諮問委員総数の4分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、登録諮問委員会を招集しなければならない。

3 登録実施機関の代表者は、登録諮問委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに登録諮問委員に通知しなければならない。ただし、緊急に召集する必要があるときは、あらかじめ登録諮問委員会で定めた方法により通知することができるものとする。

(諮問事項)

第3条 登録実施機関の代表者は、登録事務等に関する次の各項に掲げる事項について、あらかじめ登録諮問委員会に諮らなければならない。

- (1) 登録事務等の実施に関する規程の制定及び変更
- (2) 登録事務等に関する事業計画及び収支予算
- (3) 登録事務等に関する事業報告及び収支決算
- (4) その他登録事務等実施上の重要事項

2 登録諮問委員会は、登録実施機関の代表からの諮問に応じ前項各号に掲げる事項について（調査）審議し、登録実施機関の代表者に意見を述べることができる。

- 3 登録実施機関の代表者は、前項の規定に基づき登録諮問委員会から意見があったときはそれを尊重し、登録事務等を誠実に実施しなければならない。

(定足数及び議決)

第4条 登録諮問委員会は、登録諮問委員総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開催し議決することができない。

- 2 登録諮問委員会の議事は、出席登録諮問委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第5条 登録諮問委員会に出席できない登録諮問委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席する登録諮問委員に表決権の行使を委任することができるものとする。この場合、当該出席できない登録諮問委員は出席したものとみなす。

- 2 第3条「諮問事項」のうち、(2)及び(3)については、第4条「定数及び議決」によることなく書面表決によることができる。
- 3 第4条「定足数及び議決」は前項の書面表決に準用する。

(議事録)

第6条 登録諮問委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席登録諮問委員1名以上がこれに署名押印するものとする。
 - (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
 - (2) 登録諮問委員総数及び出席者数
 - (3) 議事の経過の概要及びその結果
- 3 前項の議事録は、事務所に備え置かなければならない。

〔登録事務等の体制〕

